

川崎医療短期大学教員活動評価規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、川崎医療短期大学（以下「本学」という。）の専任である教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の教育・研究・学務等の教員活動の点検・評価（以下「教員活動評価」という。）の実施に関する基本的事項を定める。

(目 的)

第2条 教員活動評価は、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- (1) 教員が自ら諸活動について点検・評価することによって、教育・研究・学務等活動の活性化を促進する。
- (2) 教員活動評価による活動改善等の取り組みにより、本学の高等教育機関としての教育研究の質を保証する。
- (3) 評価結果の適切な情報公開により、社会に対する説明責任を果たす。
- (4) 教員の実績等を客観的かつ公正に評価し、評価結果を教員の処遇へ適切に反映させる。

(対象者)

第3条 教員活動評価の対象者は、第1条に定める本学専任教員とする。

- 2 第1項に規定する者のうち、長期出張、育児休業等の特別な事情がある者は、評価の対象から除外する。

(評価実施単位)

第4条 教員活動評価の実施単位は、教員が所属する学科とする。

(評価体制)

第5条 教員活動評価の実施に係る企画調整、その他必要な事項の審議及び教員活動評価報告書の作成は、点検評価委員会（以下「委員会」という。）が所管する。

(評価領域)

第6条 教員活動評価の領域は、教育活動（教育業績ファイルを含む）、研究活動、大学運営活動及び社会貢献活動とする。

(評価基準)

第7条 評価項目及び評価基準は、別に定める。

- 2 評価基準はあらかじめ公表するものとする。

(評価方法)

第8条 教員活動評価は、毎年度実施する。

- 2 教員は、教育研究業績データベースに自己の活動状況を入力するとともに、教員活動評価票（以下「評価票」という。）を作成し、学科長に提出する。
- 3 学科長は、評価票に基づき教員活動評価を行う（一次評価）。なお、学科長の評価は副学長が行う。
- 4 学長は、一次評価を踏まえ、委員会の議を経て、教員の評価を決定する（二次評価）。
- 5 学長は、運営委員会の議を経て、評価結果を教員へ通知する。

(評価の公表)

第9条 教員活動評価の結果は、本学全体として集計したものを公表する。

(評価結果の活用)

第10条 学科長は、教員活動評価の結果を自己点検・評価活動に活用する。

2 活動状況に改善の必要があると評価された教員は、改善計画書を学科長に提出し、活動の改善に努めなければならない。

3 学長は、評価結果を教員の処遇に反映させるなど適切な措置をとる。

(庶務)

第11条 教員活動評価にかかる庶務は、事務室において扱うものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、教員活動評価に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営委員会が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。